

遠野市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定ワーキンググループ設置要領

(趣旨)

第1条 遠野市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会要綱（平成26年遠野市告示第号）第7条に規定する遠野市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(ワーキンググループ)

第2条 設置するワーキンググループは、次のとおりとする。

- (1) 介護サービスの基盤整備ワーキンググループ
- (2) 介護予防・高齢者の役割づくりワーキンググループ
- (3) 地域包括ケアシステムの構築ワーキンググループ

(所掌事項)

第3条 ワーキンググループの所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者等が慣れ親しんだ地域で生活を継続していくための地域課題を抽出すること。
- (2) 地域課題の解決に向けた具体的方策及び新たなサービスの検討を行なうこと。
- (3) 新たなサービスの担い手の育成及び確保に向けた方策の検討を行なうこと。
- (4) 前3項の検討結果を遠野市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会に報告すること。

(組織)

第4条 各ワーキンググループは、それぞれ8名以内のメンバーにより組織する。

- 2 各ワーキンググループに座長を置き、メンバーの互選によりこれを定める。
- 3 座長は、ワーキンググループの会務を総理する。

(会議)

第5条 ワーキンググループの会議は、各座長が招集する。

(意見の聴取)

第6条 座長は、必要と認めるときは、メンバー以外の者を会議に出席させてその説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 ワーキンググループの庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、健康福祉部長寿課長と各座長が協議し定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年6月1日から施行する。

(この要領の失効)

- 2 この要領は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。